

## 7. 2 施設の機能の維持に関する方針

施設の機能の維持に関する方針（様式2）を以下に示す。

### （様式2）施設の機能の維持に関する方針

#### a) 主要な施設に係る主な措置

##### i) 劣化・損傷を把握するための点検・調査の計画

主要な施設	点検・調査の頻度
管渠施設	施設の重要度に応じて、概ね5～10年に一度点検を実施。点検の結果、異常の可能性のある箇所については調査を実施。
汚水・雨水ポンプ施設 （ポンプ本体）	概ね5年に1回程度健全度調査を実施し、修繕・改築の必要性を検討。
水処理施設 （送風設備本体）	概ね5年に1回程度健全度調査を実施し、修繕・改築の必要性を検討。
汚泥処理施設 （汚泥脱水機）	概ね5年に1回程度健全度調査を実施し、修繕・改築の必要性を検討。

##### ii) 診断結果を踏まえた修繕・改築の判断基準

主要な施設	修繕・改築の判断基準
管渠施設	緊急度Ⅰの管渠については、改築・修繕の対象とする。
汚水・雨水ポンプ施設 （ポンプ本体）	健全度2以下の資産については、改築の対象とする。健全度が2に達していない資産については、維持管理情報（故障履歴、修繕記録等）の活用により、必要に応じて修繕を行う。
水処理施設 （送風設備本体）	健全度2以下の資産については、改築の対象とする。健全度が2に達していない資産については、維持管理情報（故障履歴、修繕記録等）の活用により、必要に応じて修繕を行う。
汚泥処理施設 （汚泥脱水機）	健全度2以下の資産については、改築の対象とする。健全度が2に達していない資産については、維持管理情報（故障履歴、修繕記録等）の活用により、必要に応じて修繕を行う。

iii) 改築事業の概要（平成28年度～令和6年度）

主要な施設	改築事業の概要
管渠施設	該当なし
汚水・雨水ポンプ施設	安食ポンプ場の汚水ポンプ設備（機械・電気） 安食中継ポンプ場の受変電・自家発電・監視制御設備（電気）
水処理施設	第2系列 最初沈殿池整備（機械・電気） 第1・2系列 反応タンク設備（機械・電気） 第2系列 最終沈殿池設備（機械・電気） 監視制御設備（電気）
汚泥処理施設	汚泥消化タンク設備（機械・電気）

b) 施設の長期的な改築の需要見通し

改築の需要見通し (年当たりの概ねの事業規模の試算)	試算の対象時期	試算の前提条件
年当たり概ね2億円	概ね30年後	土木・建築は目標耐用年数75年 機械・設備は目標耐用年数25年で改築